

2023年3月14日

各 位

会 社 名 イハラサイエンス株式会社
代表者名 代表取締役社長 長岡 敏
所在地 東京都港区高輪3-11-3
(コード番号 5999)
問合せ先 取締役執行役員経営統轄室長
中川路 豊
(03) 6721-6988

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年5月に開催予定の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2023年3月31日（金曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、本臨時株主総会においてその議決権を行使することができる株主とし、下記のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 2023年3月31日（金曜日）
- (2) 公告日 2023年3月16日（木曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<https://www.ihara-sc.co.jp/>

2. 本臨時株主総会の日程、付議議案等について

エン・アイ・ム株式会社（以下、「公開買付者」といいます。）は、2023年2月8日付当社プレスリリース「エン・アイ・ム株式会社によるMBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（同日以降に当社が公表したプレスリリースにより変更された内容を含みます。）においてお知らせいたしましたとおり、公開買付者による当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）並びに、当社が発行した第1回株式報酬型新株予約権、第2回株式報酬型新株予約権、第3回株式報酬型新株予約権、第4回株式報酬型新株予約権及び第5回株式報酬型新株予約権（以下、総称して「本新株予約権」といいます。）に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）が成立したものの、当社株式（但し、譲渡制限付株式報酬として当社の各取締役が付与された当社の譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使

により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社の株式を公開買付者のみとし、当社株式を非公開化するための一連の手続きを行うことを企図しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、①本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主（但し、公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求（以下、「本株式売渡請求」といいます。）するとともに、本新株予約権の所有者（公開買付者を除きます。）の全員（以下、「売渡新株予約権者」といいます。）に対してその所有する本新株予約権の全部を売り渡すことを請求（以下、「本新株予約権売渡請求」といい、「本株式売渡請求」と併せて「本株式等売渡請求」といいます。）する予定とのことです。

他方、②本公開買付けの成立後に、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、当社株式の併合（以下、「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会の開催を当社に要請する予定とのことです。

この度、当社は、上記②に記載の場合には上記要請がなされる予定であることから、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる当該基準日を設定することにいたしました。なお、本臨時株主総会の開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

但し、本公開買付けが成立しなかった場合、又は、上記①に記載の場合（本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が本株式等売渡請求を行う場合）には、当社は、本臨時株主総会の開催を行わず、当該基準日についても利用しない予定です。

以 上